第五十二条の三の二第五項第二号による記録の保存	（新設）
第五十二条の三の二第六項による記録の保存	（新設）
第五十二条の三の二第七項による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
特定化学物質障害予防規則	特定化学物質障害予防規則
（略）	（略）
第三十六条第三項（第三十六条の三の二第七項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第三十六条第三項の規定による記録の保存
（略）	（略）
第三十六条の三の二第三項（第三十六条の三の二第九項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第三十六条の二第三項の規定による記録の保存
第三十六条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第三十六条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第三十六条の三の二第六項の規定による記録の保存	（新設）
第三十六条の三の二第八項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）
（略）	（略）
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）
（略）	（略）
第二十六条の二第二項の規定による記録の保存	第二十六条の二第二項の規定による記録の保存
第二十六条の三の二第四項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第二十六条の三の二第五項第二号の規定による記録の保存	（新設）
第二十六条の三の二第六項の規定による記録の保存	（新設）
第二十六条の三の二第七項の規定による記録の保存	（新設）
（略）	（略）

表二～表四　（略）